

令和8年1月1日から

林野火災注意報 林野火災警報

を発令します

林野火災の大半は、たき火などによって発生しています



令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災を受けて、安来市においては林野火災の予防を目的とした「林野火災注意報」「林野火災警報」の運用が始まります

林野火災注意報とは

林野火災が発生しやすい時期に、屋外における火の取扱いの注意を促すもので、次のいずれかの基準になったときに発令します。

- ①前3日間の合計降水量が1mm以下かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下
- ②前3日間の合計降水量が1mm以下かつ、乾燥注意報が発表

※ なお当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は発令しないこともあります

林野火災警報とは

林野火災注意報の発令基準に加え「強風注意報」が発表されている場合に発令します。
(強風の場合、発生した林野火災が大規模化しやすいため)

発令期間

林野火災注意報及び林野火災警報の発令期間は1月から5月とします。
ただし気象状況によっては1月から5月以外でも発令する場合もあります。

火の使用制限

- 林野火災注意報が発令された場合は「たき火をしない」「火入れをしない」などの**努力義務**がかかります
- 林野火災警報が発令された場合は「たき火の禁止」「火入れの禁止」などの**制限**がかかります

たき火が届出制度になりました

林野火災の発生原因の多くが人為的なものであることから、届出を通じてたき火を把握し、適切な防火指導に繋げることとします。
たき火を行うときは、規模にかかわらず消防署へ届出をお願いします。

注意報・警報の発令は告知放送などでお知らせします。
安来市の約7割が森林です。貴重な森林資源や大切な生命、財産を火災から守りましょう。

【問い合わせ先】
消防本部予防課 TEL 23-3423

安来市HP <https://www.city.yasugi.shimane.jp>

安来市消防本部・安来市消防署

